G　平成26年度以前に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

$H_n$　平成ｎ年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$I_{27}$　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

J　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

K　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度における元利償還金

N　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10パーセントを出資する財源に充てるため昭和58年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

$O_n$　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$P_{14}$＝0.0212

$P_{15}$＝0.0239

$P_{16}$＝0.0243

$P_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

$P_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0293

$P_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

$P_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

$P_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257

$P_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成14年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

T　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の20パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

$U_n$　都道府県の項第８号の算式Xの符号$B_n$に同じ

$V_8$＝0.058

$V_9$＝0.056

$V_{10}$＝0.055

$V_{11}$＝0.056

$V_{12}$＝0.054

$V_{13}$＝0.054

$V_{14}$＝0.050

$V_{15}$＝0.054

$V_{16}$＝0.054

$V_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.061

$V_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.066

$V_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.067